

## 精神および行動の障害

診断基準により高次脳機能障害と診断された場合は、「F0 症状性を含む器質性精神障害」に相当します。

### F0 症状性を含む器質性精神障害

#### <記憶障害が主体の場合>

##### F04 器質性健忘症候群(アルコールその他の精神作用物質によらないもの)

###### <ガイドライン>

- ・記憶障害は短期記憶の障害が顕著である(新しい事柄の学習障害)。
  - ・前向きおよび逆向性健忘と過去の経験を時間的順序にしたがって想起する能力の低下。
  - ・脳への障害あるいは脳疾患の既往歴ないし客観的所見。
  - ・即時記憶、注意と意識、全体的な知的能力などの機能障害がない。
- ※作話、病識欠如、情緒的変化は付加的なものであるが、診断の指針になる。

#### <注意障害・遂行機能障害が主体の場合>

##### F06 脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害

###### <ガイドライン>

- ・脳の疾患、損傷か機能不全、あるいは身体の系統的疾患の存在が確かで、列挙された症候群の中の一つと関連していることが明らかである。
- ・基礎疾患の経過と精神症候群の間に時間的関連(数週、2~3ヶ月)がある。
- ・基礎にあると推定される原因の除去あるいは改善にともない、精神障害も回復する。
- ・精神症候群の原因として他のものを示唆する証拠(家族歴、ストレス)がない。

#### <社会的行動障害が主体の場合>

##### F07 脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害

#### ※参考

以下の疾病は高次脳機能障害から除外する。

アルツハイマー病 (F00)      外傷性全生活史健忘(機能性健忘) (F40)

パーキンソン病 (F02)      外傷後ストレス障害<PTSD> (F43)